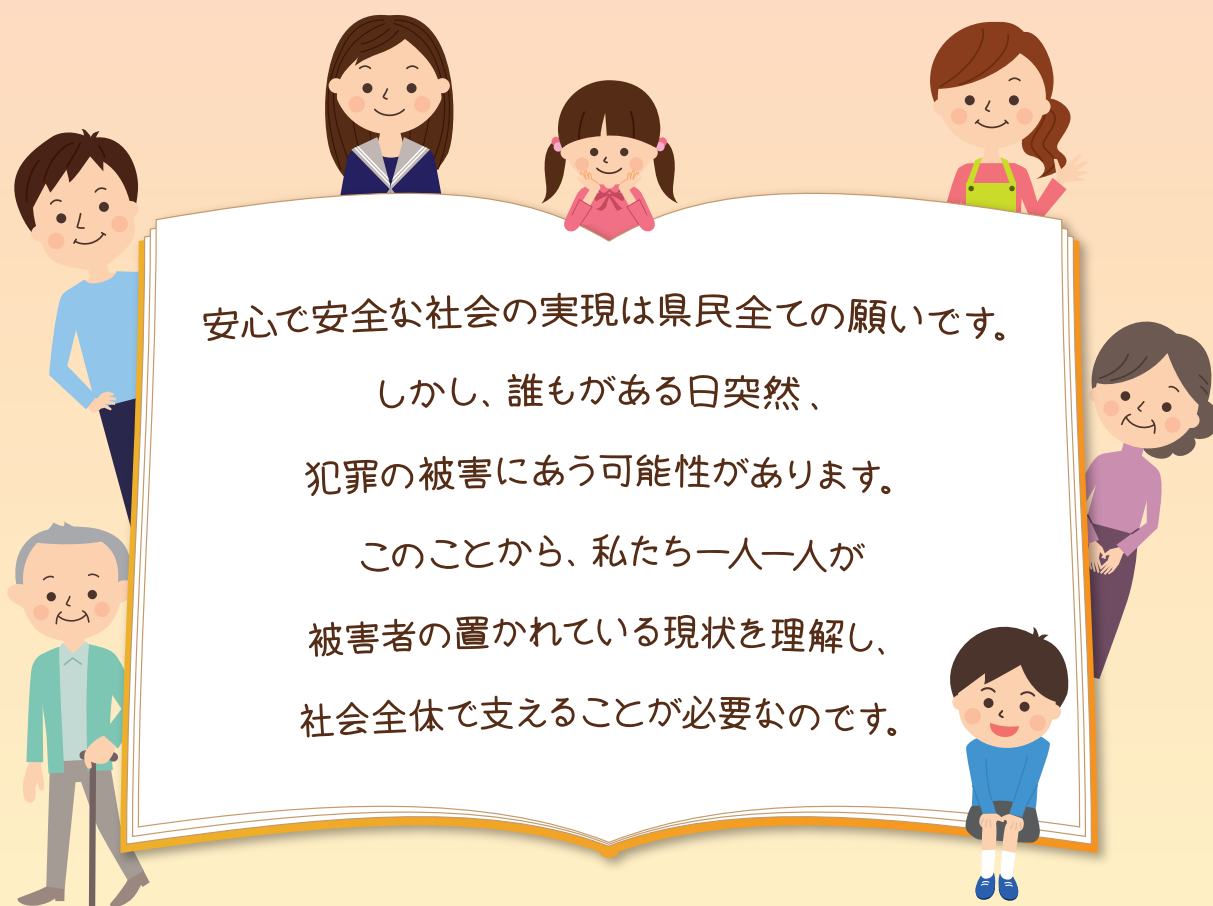


犯罪被害者等支援

みんなで犯罪被害者等を
支えるために



安心して安全な社会の実現は県民全ての願いです。

しかし、誰もがある日突然、
犯罪の被害にあう可能性があります。

このことから、私たち一人一人が
被害者の置かれている現状を理解し、
社会全体で支えることが必要なのです。



群馬県



公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

被害者支援の取り組み

今までと

これから

被害者支援の歴史

- 1974年 **三菱重工ビル爆破事件**
- 1980年 **「犯罪被害者等給付金支給法」**制定
- 1992年 東京医科歯科大学「犯罪被害者相談室」開設
- 1998年 **全国被害者支援ネットワーク**設立
- 1999年 性暴力問題群馬ネットワーク設立
(被害者支援センターすてっぷぐんまの前身)
- 2000年 犯罪被害者保護法等施行
(記録閲覧・謄写、和解記録一強制執行)
- 2001年 改正少年法施行(記録の閲覧・謄写、意見陳述)
- 2004年 **犯罪被害者等基本法**制定(2005年4月施行)
- 2005年 第一次**「犯罪被害者等基本計画」**策定
- 2007年 第一次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
- 2008年 「犯罪被害者等給付金支給法」改正
同年 被害者参加制度 施行
同年 被害者支援センターすてっぷぐんまに改称
※犯罪被害者等早期援助団体に指定
- 2011年 第二次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2012年 第二次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
同年 被害者支援センターすてっぷぐんま
公益社団法人に認定
- 2015年 群馬県性暴力被害者サポートセンター
(Save ぐんま)開設
- 2016年 第三次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2017年 第三次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
- 2020年 **大泉町犯罪被害者等支援条例**施行
- 2021年 **群馬県犯罪被害者等支援条例**施行
同年 第四次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2022年 第四次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
- 2024年 県内の全市町村で犯罪被害者等支援条例施行
同年 犯罪被害給付金引き上げ

被害者への支援が 語られるようになったのは…

1970年代頃まで、被害者支援に対する社会の関心は薄くて、長い間、被害者はいわば置き去りにされている状態でした。

このような状況を一変させたのが、1974年に起こった**「三菱重工ビル爆破事件」**です。この事件では、無関係の通行人を含め、死者8名、重軽傷者380名に及ぶ被害が発生。当時、爆弾テロのようないわれのない犯罪の被害者に対し、救済措置が何もなかったことから、国としての救済の必要性が叫ばれるようになったのです。

その結果、1980年に**「犯罪被害者等給付金支給法」**が成立しました。その後改正を経て、現在も被害者支援を支える重要な制度の一つとして機能しています。

支援の動きが 活発になったのは…

まずは、民間において被害者支援の動きが活発になりました。被害者や遺族の精神的ケアを行う「犯罪被害者相談室」が1992年に東京医科歯科大学内に開設され、その後、民間の被害者支援組織が相次いで設立されました。これらの組織が加盟する**「全国被害者支援ネットワーク」**も1998年に設立されました。

「すてっぷぐんま」の前身である「性暴力問題群馬ネットワーク」ができたのもこの頃です。

また、警察庁が「犯罪被害者対策要綱」を制定し、被害者支援室の設置や、性犯罪を担当する女性警察官の配置などの対策、被害者への情報提供を目的とした「被害者連絡制度」も導入されました。

被害者の 権利確立を目指して…



私たちは誰もが犯罪や事故の被害にあう可能性があります。しかしながら、被った被害を回復し、以前の平穏な生活を取り戻すには、刑事手続きでの扱い、経済的支援や医療・福祉サービス等の不足、国民の理解不足など、まだまだ被害者の権利は守られていませんでした。

不十分な国の施策に対して不満が高まる中、2004年に成立したのが「**犯罪被害者等基本法**」です。この基本法では、「すべての犯罪被害者は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利をもつこと」や「国や自治体に具体的な施策を講じる責務があること」が掲げられました。

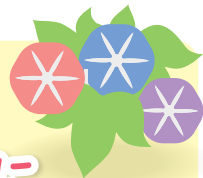
また、基本法の施策を具体的、計画的に進めていくため「**犯罪被害者等基本計画**」を定め、これにより被害者支援が展開されています。

そして、私たちにとって最も身近である自治体が、それぞれ地域の状況に応じた支援を行うための根拠となる「**犯罪被害者等支援条例**」が、次々と定められるようになりました。

群馬県は2021年に「群馬県犯罪被害者等支援条例」を施行し、県内市町村では、2020年の大泉町に続き、2024年までに全ての市町村で支援条例が制定されました。各市町村に犯罪被害者のための総合的対応窓口が設置され、被害にあわれた方への見舞金等給付制度が規定されています。

さらに、生活資金等の貸付制度、公営住宅の優先入所など、被害直後からの生活支援や居住場所の確保に対する取組がなされている市町村もあります。

多機関 ワンストップサービスに よる途切れない支援を…



被害にあわれた方は様々な問題を抱えるため、それぞれのニーズに合わせて各機関が連携し、総合的に支援することが不可欠です。

そこで、群馬県、群馬県警察、すてっぷぐんま、市町村に加え、検察庁・法テラス・医療機関・福祉機関などの関係機関・団体が連携して、被害者への支援を途切れなく提供するため、2025年8月から「群馬県犯罪被害者等多機関ワンストップサービス事業」がスタートしています。複数の機関・団体による支援が必要な場合、すてっぷぐんまが「支援コーディネーター」を担い、情報の集約や支援ニーズの把握、支援計画の作成、調整などを行います。多機関がより連携し、つながりあって被害者の必要とする支援を届けていきます。

被害者の権利が守られ、すべての人が安心・安全に暮らせる社会を創っていくため、社会の一員として私たち一人ひとりができることを一緒に考え手を携えていきましょう。



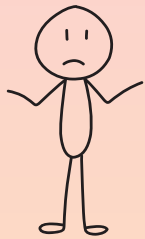
犯罪の被害にあうということ・被害からの回復の大変さ

被害直後から被害者が直面する

さまざまな問題

犯罪被害とは

事件や事故で、けがを負ったり命を落としたりすること。また、被害にあったご本人や、そのご家族ご遺族の平穏な日常が一瞬にして奪われること。（これを「**一次被害**」という）



トラウマやPTSDって聞いたことはあるけど...

ちゃんと意味は知らないなあ。



心理的苦痛

事件が自分に起きたと受け入れられない。気持ちや感覚が自分から切り離されたような感じになる。被害の記憶が鮮明によみがえってしまう。PTSDやトラウマ症状で日常生活が困難になる。

身体的苦痛

眠れない、頭痛やめまいがする。食欲がない、体がだるい、疲れやすい、おなか痛などの不調が出る。長い間、治療が必要になったり後遺症に苦しむこともある。

抱える問題は
多岐にわたる

経済的苦痛

被害が原因で働き手を失ったり、ショックで仕事ができなくなり、収入が途絶え生活に困る。その他、治療のための医療費や介護が必要になる場合の費用など経済的負担がかかることもある。

社会的苦痛

事件により必要になった手続きの窓口で配慮のない対応をされて傷つく。周囲の人の理解が足りず、心ない言葉で傷つく。偏った、あるいは間違った報道で傷つく。

トラウマとは

事件や事故、災害など、心理的・精神的に何らかの大きな打撃を受けてできる、心の傷。さらに、その後、その影響が心に(身体にも)長く残るような経験。

PTSD(心的外傷後ストレス障害)とは

トラウマ体験後、突然、怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が一カ月以上続く。

これを「**二次被害**」というんだ。周りの人の理解があれば減らせるよ！



考えてほしい

もし、あなた大切な人が被害にあったとしたら？

被害にあったショックで何もできない...



周りの人たちのサポートが大きな力に！

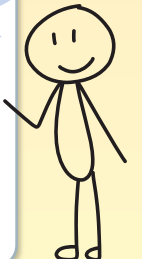
あなたの温かさ
優しさで
寄り添おう

何が必要かを考えながら見守ろう。



- ・そばに寄り添い、話にしっかり耳を傾ける。
- ・怒りや悲しみの感情を否定せず受け止める。
- ・買い物や炊事、洗濯など、困っていることのお手伝いをする。
- ・仕事のミスなどをさりげなくフォローする。
- ・体調不良が長引く場合は、病院や相談機関を勧める。 など

あなたにもできることがあるよ。



なるべく早く **被害者支援センター** とつながることも大切！

早期に適切な支援やサポート体制が整うと、被害からの回復が早くなります



犯罪被害者遺族の手記

「太陽の朝顔」



太陽の朝顔から
採れた種を蒔いて
私が毎年咲かせています。

こちらは、息子・太陽の朝顔の写真です。小学1年生だったので、学校で朝顔を育てていました。太陽がいなくなってしまう後は、クラスのお友達がみんなで水やりをしてお世話してくれました。そんな、みんなの絆が詰まった朝顔です。

太陽は、やっと授かった宝物でした。家族や親せき、たくさんの人から愛情を注がれ、名前の通りの子に育ちました。

働く車や新幹線が好きで、大きくなったら新幹線の運転手になるのが夢でした。絵や工作も大好きで、絵画・造形教室に通っていました。そこで毎回、私へのプレゼントを作ってきてくれる、とてもママ思いの子でした。また、野球が得意で、2年生になったら地区の少年野球チームに入ろうと、パパと2人でよく練習をしていました。

2013年の春、小学校に上がり、毎日楽しそうに学校へ通っていた太陽。朝顔のお世話も一生懸命していたそうです。しかし、太陽は夏休み目前で交通事故に遭い、一瞬にして全てを奪われてしまいました。脇見運転の車に、後方から撥ねられてしまったのです。

何の落ち度もないのに、たった7歳でその尊い命を奪われてしまった太陽。「なぜ？ どうして太陽が…」という思いに押しつぶされそうでした。

絶望に打ちひしがれる中で、私たちは「裁判」という今まで縁のなかった世界に放り込まれ、毎日必死でした。何の知識も無かったので、いい加減な情報に振り回されてもいました。

裁判では、加害者側は言い訳ばかり。太陽の命の重さを分かっていないような発言もされ「こんな人間に太陽は殺されてしまったのか」と悔しさでいっぱいになりました。

辛く苦しい毎日でしたが「ひとりじゃないよ」「そばにさせてね」そう言って一緒に泣いたり怒ったりしてくれた友人たちのおかげで、私たちは、なんとかここまでやってこれることができました。そして、刑事裁判が終わった後ではありましたが、すてっぶぐんまと繋がり支援を受けることもできました。

ですが、残念ながら、周囲の人たちから傷付けられてしまう被害者もたくさんいるのが現実です。自分から助けを求めることが難しい被害者も多いのではないのでしょうか。

朝顔の花言葉は「愛情」「固い絆」です。どんどん花を咲かせる太陽の朝顔のように、被害者支援が社会全体に広がって、皆さんの愛情のもと、被害者やその家族が守られ、支えられる世の中になることを心から願っています。

太陽の母より



夢は「ドクターイエロー」の運転手



猫の
キーホルダー
(ママへ)

励ましのつもりが二次被害になることも… 周りの人たちの理解が必要

こんな言葉を言っていないですか？

- ・しっかりね。がんばって。
- ・早く忘れた方がいいよ。
- ・あなたも悪かったんじゃない？
(被害にあった人を責める)
- ・意外と元気そうだね。
(必死に元気なふりをしているのかも…)
- ・事件のこと教えて！
(興味本位で話を聞き出そうとする)
- ・運が悪かったね。
- ・いつまでも泣いていると亡くなった人が浮かばれないよ。 など

また、知り合いや報道関係者へ無責任な
うわさ話をするのはやめましょう。

言っ
ては
ダメ！



こんな言葉をかけてみて

- ・何か手伝えることはない？
- ・買い物、代わりに行けるよ。
- ・ごはん食べられてる？
- ・眠れてる？
- ・泣いたっていいんだよ。
- ・一人じゃないよ。そばにいるよ。
- ・いつでも話、聴くからね。 など

※ただし、無理に何か言う必要はない。
いつも通りに接する。

捜査や裁判手続きのために、仕事や学校を
休まなくてはならない場合もあります。
職場や学校の理解も必要です。



関係支援団体の紹介

公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

すてっぷぐんまは、事件や事故の被害にあわれた方のサポートをしています

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とする団体です。

当団体は、群馬県公安委員会から被害者支援を適正・確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

電話相談
面接相談

電話での相談や、必要に応じて面接相談や臨床心理士、弁護士などの専門家による相談も行います。

直接的
支援

必要に応じて、病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添いをします。

その他

シェルター運営や被害者グループへの支援なども行っています。

相談電話 **027-253-9991**

相談 日／月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間／午前10時～午後4時

相談・支援は
無料です。
秘密は固く
守られます。



群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口

相談電話 **027-212-0091**

相談 日／月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間／午前9時～12時

午後1時～ 4時

メール相談 netsoudan@step-gunma.org

・二次元コードからも相談できます。

相談フォームが開くので、必要事項を入力して送信してください。

・メール相談、相談フォームは
24時間受付です。ただし、
回答は左記受付時間内となります。



群馬県性暴力被害者サポートセンター Save ぐんま

相談電話 **027-329-6125**

相談 日／月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間／午前9時～午後5時

※平日17時～翌朝9時、土日祝日は
全国一律のコールセンター
（短縮番号 # 8891）
へつながり、ご相談できます。

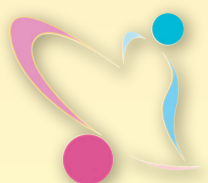


すてっぷぐんまの活動は、皆さまからの会費やご寄附に支えられています

賛助会員とは、当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。いただいた支援金は、支援活動のほか、社会への広報啓発活動、人材育成、法人運営などにもあてられます。皆さまからの温かいご支援をお待ちしています。

金額の多少に関わらず、ご寄附は随時お受けしています

賛助会員や寄付についてのお問い合わせ等がある場合は、下記の連絡先までご連絡ください。



群馬県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5F

事務局 **027-253-9992**

犯罪被害者等相談窓口

県

犯罪被害者等支援に関する総合窓口

群馬県生活こども部生活こども課

TEL 027-226-2906

受付／月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

対応窓口が分からない 相談事項が複数ある方

性犯罪・性暴力に関する相談

群馬県性暴力被害者サポートセンター
(Saveぐんま)

TEL 027-329-6125

受付／月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

※受付時間以外は全国一律のコールセンターにつながります

同意のない性的行為による被害

性暴力

警察

警察への総合相談窓口

県警安全相談電話(24時間受付)

TEL #9110 または 027-224-8080

性犯罪被害に関する相談

性犯罪被害相談電話(24時間受付)

TEL #8103 または 0120-271-110

犯罪被害に関することで対応窓口が分からない

犯罪被害者相談

TEL 027-221-7777

受付／8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

交通事故に関する相談

群馬県交通事故相談所

TEL 027-243-2511

相談時間／月～金 9:00～15:30
(祝日・年末年始を除く)

示談 損害賠償請求 過失割合や保険等

交通事故

こころ

こころの悩みなどに関する相談

群馬県こころの健康センター

TEL 027-263-1156

受付／月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

依存症 ひきこもり うつ等

消費生活に関する相談

群馬県消費生活センター

TEL 027-223-3001

受付／月～金 9:00～16:30
土 9:00～12:00

※土曜日は電話相談のみ 13:00～16:30
(祝日・年末年始を除く)

悪質商法 契約・取引等

消費者ホットライン 188番へ
※近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活

児童虐待

児童虐待など子どもに関する相談

こどもホットライン24(群馬県中央児童相談所)

TEL 0120-783-884

携帯電話からは 027-263-1100

受付／24時間

県内児童相談所
北部児童相談所 TEL 0279-20-1010
西部児童相談所 TEL 027-322-2498
東部児童相談所 TEL 0276-57-6111
全受付／月～金 8:30～17:15
高崎市児童相談所 TEL 027-345-5189
受付／24時間

身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待

虐待かと思ったら 189番へ
※近くの児童相談所につながります

前橋地方検察庁被害者支援室

被害者ホットライン

TEL 027-235-7828

受付／月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

(夜間・休日でも留守番電話の利用が可能)

検察庁への被害相談や事件に関する問い合わせ

法テラス(犯罪被害者支援)

TEL 0120-079714

受付／月～金 9:00～21:30
土 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

法制度の紹介 弁護士を紹介

資力など一定要件に該当される方への弁護士費用等の援助制度

専門相談窓口

DV

DVなどに関する相談

群馬県女性相談支援センター

TEL #8008 または 027-261-4463

相談時間／毎日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
メール相談/konnanjosei@pref.gunma.lg.jp(24時間受付)

夫やパートナーからの暴力

群馬弁護士会総合法律相談センター

予約受付電話 027-234-9321

受付／月～金 9:00～12:00
13:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

相談時間／月～土 13:00～16:00
(各30分 有料)

法律に関すること 損害賠償請求等

犯罪被害者等支援 市町村総合的対応窓口

前橋市	共生社会推進課	TEL 027-898-6262
高崎市	人権男女共同参画課	TEL 027-321-1228 9:00～16:00
桐生市	地域づくり課	TEL 0277-32-3129
伊勢崎市	人権課	TEL 0270-27-2730
太田市	市民そうだん課	TEL 0276-47-1912
沼田市	市民協働課	TEL 0278-23-2111(内線 3056)
館林市	安全安心課	TEL 0276-47-5115
渋川市	危機管理室	TEL 0279-22-2130
藤岡市	地域づくり課	TEL 0274-40-2211
富岡市	市民課	TEL 0274-62-8362
安中市	市民課	TEL 027-382-1111(内線 1207)
みどり市	防災危機管理課	TEL 0277-76-0960
榛東村	住民生活課	TEL 0279-26-2494
吉岡町	健康福祉課	TEL 0279-26-2246
上野村	総務課	TEL 0274-59-2111(内線 11)
神流町	総務課	TEL 0274-57-2111
下仁田町	総務課	TEL 0274-82-2111(内線 301)
南牧村	総務課	TEL 0274-87-2011
甘楽町	総務課	TEL 0274-74-3131
中之条町	防災安全課	TEL 0279-75-2111
長野原町	総務課	TEL 0279-82-2244
嬭恋村	健康福祉課	TEL 0279-96-0512
草津町	福祉課	TEL 0279-88-7189
高山村	総務課	TEL 0279-63-2111
東吾妻町	総務課	TEL 0279-68-2111
片品村	保健福祉課	TEL 0278-58-2115
川場村	総務課	TEL 0278-52-2111
昭和村	総務課	TEL 0278-25-3451
みなかみ町	総務課 危機管理室	TEL 0278-25-5002
玉村町	企画課	TEL 0270-64-7711
板倉町	総務課	TEL 0276-82-6123
明和町	介護福祉課	TEL 0276-84-3111(内線 152/153)
千代田町	保健福祉課	TEL 0276-86-7000
大泉町	多文化協働課	TEL 0276-63-3111
邑楽町	住民保険課	TEL 0276-88-5511(内線 161)

(全受付 月～金 8:30～17:15 (高崎市を除く) 祝日・年末年始を除く)

群馬県生活こども部 生活こども課 人権同和係

前橋市大手町1-1-1 群馬県庁12階
TEL 027-226-2906 FAX 027-226-2100
E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp